

農林水産省生物多様性戦略見直し（中間整理）案

| | |
|--|----|
| I. まえがき | 1 |
| II. 農林水産業と生物多様性 | 2 |
| III. 農林水産業における生物多様性に関する基本的な方針 | 4 |
| (1) 生物多様性をより重視した農林水産施策の推進 | 4 |
| (2) 国民各層に対する農林水産業及び生物多様性への理解の促進 | 5 |
| (3) 多様な主体による地域の創意工夫を活かした取組の促進 | 6 |
| (4) 農林水産業を通じた地球環境の保全への貢献 | 7 |
| IV. 地域別の生物多様性保全の取組 | 8 |
| 1. 田園地域・里地里山の保全 | 8 |
| (1) 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 | 9 |
| (2) 生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除等の推進 | 10 |
| (3) 鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進 | 11 |
| (4) 水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進 | 12 |
| (5) 草地の整備・保全・利用の推進 | 13 |
| (6) 里山林の整備・保全・利用活動の推進 | 13 |
| (7) 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興 | 14 |
| (8) 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進 | 15 |
| 2. 森林の保全 | 16 |
| (1) 多様な森林づくりの推進 | 18 |
| (2) 森林の適切な保全・管理の推進 | 18 |
| (3) 野生鳥獣による森林被害対策の推進 | 19 |
| (4) 森林施業現場における生物多様性への配慮 | 19 |
| (5) 国有林野における生物多様性保全の取組 | 20 |
| (6) 担い手の確保・育成と山村地域の資源活用を通じた都市と山村との交流・定住の促進 | 21 |

| | |
|--|----|
| (7) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進 | 21 |
| (8) 森林環境教育・森林とのふれあいの充実 | 22 |
| (9) 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展 | 22 |
| (10) 森林資源のモニタリングの推進 | 23 |
| (11) 世界の持続可能な森林経営の推進 | 23 |
| 3. 里海・海洋の保全 | 24 |
| (1) 藻場・干潟等の保全の推進 | 25 |
| (2) 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進 | 26 |
| (3) 漁村環境の保全・利用の推進 | 26 |
| (4) 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進 | 27 |
| (5) 資源管理の一層の推進 | 28 |
| (6) 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進 | 29 |
| (7) 野生生物による漁業被害防止対策の推進 | 30 |
| V. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進 | 31 |
| VI. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進 | 31 |
| (1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進 | 32 |
| (2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保 | 33 |
| VII 農林水産分野における地球環境保全への貢献 | 34 |
| VIII. 農林水産業の生物多様性の評価手法の開発及びその活用の促進 | 35 |
| 1. 農林水産業の生物多様性指標の開発及びその活用の促進 | 36 |
| 2. 農林水産分野における生物多様性の経済的評価 | 36 |
| IX. 東日本大震災からの復興と生物多様性 | 37 |

1 I. まえがき

2 農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動
3 であるとともに、我が国においては、昔から人間による農林水産業の営みが、人々にと
4 って身近な自然環境を形成し、多様な生物種が生育・生息する上で重要な役割を果たし
5 てきた。

6 我が国は亜熱帯から亜寒帯まで広い気候帯に属しており、その生物多様性保全のため
7 には、そこで営まれる農林水産業のあり方とその果たす役割が非常に大きい。同時に、
8 安全で良質な農林水産物を供給する農林水産業及び農山漁村の維持・発展のためにも生
9 物多様性保全は不可欠である。

10 農林水産省は、本課題に対応し、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進
11 するため、平成19年7月に農林水産省生物多様性戦略を策定した。

12 その後、平成22年10月に、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が我
13 が国で開催され、生物多様性の保全に関する2010年以降の新たな世界目標となる戦
14 略計画2011-2020（愛知目標）や農業の生物多様性に関する決定等多くの重要な決定が
15 なされ、COP10に先立ち開催されたカルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5）で
16 は「名古屋・クアランプール補足議定書」が採択された。また、生物多様性基本法（平
17 成20年5月公布）や地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のため
18 の活動の促進等に関する法律（平成22年12月公布、以下「生物多様性保全活動促進
19 法」という。）等関連する法令の制定・改正、関連する施策の変更等が行われたことを
20 踏まえて、この度所要の改訂を行うこととした。

21 本戦略では、概ね今後10年間を見通した上で我が国の農林水産業における生物多
22 様性に関する課題や施策の方向性を明らかにするとともに、今後5年間程度における具
23 体的な施策を示して幅広い国民の理解と参画により、地域で行われている生物多様性保
24 全の取組を支援するなど総合的に生物多様性保全を推進することとする。なお、本戦略
25 は、今後必要に応じて見直しを行うこととする。

1

2 II. 農林水産業と生物多様性

3 私たちが毎日食べているご飯、野菜、魚、肉や生活している家の木材など私たちの暮
4 らしに必要不可欠なものは、我が国の水田、森林、海などから農林水産業を通してもた
5 らされるものである。

6 農林水産業は、工業等他産業とは異なり、本来、自然と対立する形でなく順応する形
7 で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを享受する生
8 産活動であり、生物多様性と自然の物質循環が健全に維持されることにより成り立つも
9 のである。

10 我が国は、南北に長い約 3 8 万km²の国土を有し、約 6 7 %が森林、約 1 3 % が農地
11 となっているほか、世界で第 6 位、国土の約 1 2 倍に及ぶ 4 4 7 万km² の排他的経済
12 水域等を有しており、その中で農林水産業が営まれている。また、公海や漁業協定に基
13 づき相手国排他的経済水域においても漁業活動が行われているところである。

14 我が国の国土において、原生的な天然林は、屋久島、白神山地や知床〔、さらには小
15 笠原諸島(登録された場合。6月末の世界遺産委員会で可否の決定。)〕など世界自然遺
16 産に登録されている森林生態系保護地域をはじめ、奥地脊梁山地や半島、離島などの國
17 有林を中心に、限られた地域に分布している。このような天然林は、これまでにも多様な
18 生物種や遺伝子の保管庫として、森林生態系のネットワークの構築を図る上で大きな役
19 割を果たしており、森林に生育・生息する希少な野生生物種の絶滅を防いできた。
20 また、国土の大きな割合を占める水田については、COP10 で、農業の生物多様性に関
21 する決議の中で、ラムサール条約でも水田は湿地として位置付けられ、水田は何世紀に
22 もわたり多様な生きものの棲み家を提供する特有の生態系を維持するなど、農業の生物
23 多様性に果たす役割について広く認識された。さらに、畑などの農地、スギなどの人工
24 林、薪炭や採草に利用された里山林、草地に加え、藻場・干潟などにおいては、農林水
25 産業などの人間の活動が、四季折々の風土に根ざした形で長期的に繰り返し安定的に行

1 われ、地域で培われてきた知識や技術を活かしながら持続的に営まれてきた。このよ
2 うに、地域特有の景観や自然環境を形成・維持し、特に、多くの生きものにとって貴重
3 な生育・生息環境を提供し、それぞれ特有の生態系を形成・維持するなど生物多様性に
4 大きな役割を果たしている。

5 同時に、農林水産業の活動の場であり、人々の生活する場として、様々な生きものと
6 の共生を通じ、地域独自の多様な文化に培われた豊かな農山漁村が形成されてきた。例
7 えば、そこには、直接生産に有用な生きものだけでなく、秋の夕暮れの赤とんぼや小川
8 に群れるメダカなど多くの生きものが見られ、直接ふれあってきた。また、稲作により
9 人々の生活が支えられてきたことから、稲作にまつわる田植えや稻刈り等の節目節目に
10 祭りや祈りの行事が発展してきた。水産物についても、成人式や結婚式といったお祝い
11 に尾頭付きの鯛が供されたり、端午の節句に鯉のぼりを立てるなど日本人の行事のなか
12 に溶け込んでいる。

13 また、現代の農業は、農作物に対して収量の増加や病虫害への耐性という特性を持た
14 せる品種改良を通じて、安定的な生産を行うことを可能としてきたところであるが、こ
15 れらの品種改良においては、日本のみならず世界中の様々な品種を用いて作出してきた
16 ものであり、まさに生物多様性に支えられてきた。また、春の山菜採りや秋のきのこ狩
17 り、秋のサンマ等季節を感じ、豊かな食生活を送ることができるのも、生物多様性の恩
18 恵を受けていると言える。

19 しかしながら、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地や水路の
20 整備、生活排水などによる水質の悪化や埋め立てなどによる藻場・干潟の減少、過剰な
21 漁獲、外来種の導入による生態系破壊など生物多様性保全に配慮しない人間の活動が野
22 生生物種の生育・生息環境を劣化させ、生物多様性に大きな影響を与えてきた。

23 近年、農林水産業の展開にあたっては、環境保全型農業や環境に配慮した生産基盤整
24 備の実施などに努めているが、一方で、生活様式の変化など社会構造の急激な変化や情
25 報化・国際化による経済活動の変革が生じている中で、農山漁村の過疎化、担い手の減

1 少などにより、農林水産業の活動が停滞し、里山林の利用の低下や耕作放棄地の増加などにより、生物多様性が豊かな里地里山に昔から身近に見られた生きものが減少とともに、鳥獣被害が深刻になっている。

4 このような状況を国民の暮らしを支える農林水産業の展開への警鐘と受け止め、生物5 多様性保全の取組をより一層強力に推進する必要がある。

6 このように、農林水産業と生物多様性は密接に関係しており、（1）農林水産業が生7 物多様性を生み出してきたこと、（2）農林水産業が生物多様性によって支えられてきたこと、及び（3）農林水産業を持続可能なものとして維持・発展させていくためには、9 生物多様性を守らなければならないことを認識することが重要である。

10

11 **III. 農林水産業における生物多様性に関する基本的な方針**

12 持続可能な農林水産業の展開によって自然と人間がかかわり、創り出している生物多様13 性が豊かな農山漁村を維持・発展させ、未来の子どもたちに確かな日本を残すためにも、14 生物多様性を保全し、持続的に利用していくことが不可欠である。

15 そのために、次の基本的な方針に沿って、農林水産業における生物多様性に関する取16 組を推進することとする。

17

18 **（1）生物多様性をより重視した農林水産施策の推進**

19 安全な食料の安定供給を求める国民・消費者の期待に応えるためには、生物多様性保20 全の視点を取り入れた良好な生産環境を維持した持続的な農林水産業の振興とそれを21 支える農山漁村の活性化が必要であり、COP10 で採択された愛知目標 7 でも、農業、22 林業、養殖業が行われる地域が持続的に管理されることを求めている。

23 愛知目標 3 では、奨励措置について、「生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）24 が廃止又は改善され、生物多様性の保全及び持続可能な利用を奨励する措置が策定され25 る」となっており、今後実施する奨励措置についてはこの目標に整合するよう努めてい

くこととする。

同じく、愛知目標 1.1 では、陸域及び海域の保護地域について、「陸域及び内陸水域の 17%、沿岸域・海域の 10% が保護区域として保全される」としており、今後、関係省庁における協議等を行い、検討を進めることとする。

愛知目標 1.4 では、人にとって不可欠な健康、生計、福利に貢献する様々な生態系サービスを提供する生態系が回復又は保全されることを求めており、農林水産業が営まれる生態系においても、農林水産物のみならず、水源を涵養する機能や土壤を作りだすことなど多くの生態系サービスを提供していることから、この生態系を持続的に利用することが重要である。

さらに、COP10 では、遺伝資源の利用や利益配分に関する「名古屋議定書」が採択された。国内外に存在する多様な遺伝資源は、今後も、農作物の品種改良等、農林水産業に不可欠なものであり、名古屋議定書に沿った遺伝資源の収集、利用を行うことにより、持続可能な農林水産業を発展させが必要である。そのため、農林水産関連施策において、生物多様性をより重視した視点を取り入れ、生物種の生育・生息環境としての質を高める持続可能な農林水産業を推進し、農山漁村の活性化を図ることとする。

(2) 国民各層に対する農林水産業及び生物多様性への理解の促進

都市化・工業化に伴って自然との関係が希薄化している中で、大人から子どもまで国民各層から、様々な動植物や豊かな自然とのふれあいが求められている。様々な動植物や豊かな自然とのふれあいの場である里地里山などは、農林水産業の活動と深く関わって成立しており、生物多様性に対する農林水産業の役割について、国民各層に理解を得ることが重要である。

しかしながら、国民の大多数が生物とのかかわりが少ない都市に暮らしており、農林水産業の現場との距離が離れているため、かつて子供たちが水田、里山、海で遊んで生物多様性について身をもって経験できた状況から様変わりしてしまっており、農林水産

1 業の活動そのものや農林水産業と生きものとのかかわりを理解しにくい状況となって
2 いる。そこで、農山漁村における農林漁業体験や自然とのふれあい、国産材製品を利用
3 すること（木づかい運動）や国産農水産物を食べることを通じて農林水産物が生産され
4 る農山漁村において生物多様性が育まれることの意義が理解されること、食べ残しなど
5 による食品ロスを減らすことなどの食育などを通じて、農林水産業と生物多様性への理
6 解を深めるための取組を推進することとする。

7 さらに、生物多様性保全を重視した取組であって、その産物等を活用した発信や環境
8 教育などのコミュニケーションを行う「生きものマーク」の取組が行われており、一般
9 の消費者が米や野菜などを食べることなど日常の行為を通じて生物多様性について理
10 解する機会を持つことが期待されることから、今後、このような取組を推進することと
11 する。

12 一方、農林水産業の活動がどのように生物多様性の保全に貢献しているのかの効果を
13 把握し、明らかにするために、生物多様性に関する生物指標の開発を進めている。

14 さらに、TEEB（生態系と生物多様性の経済学）の研究を参考として、農林水産業を
15 通じた生物多様性の保全活動を経済的に評価してその価値を明らかにすることにより、
16 生物多様性を新たな側面から理解するための手法とするための検討を行うことが重要
17 である。

18

19 (3) 多様な主体による地域の創意工夫を活かした取組の促進

20 メダカやホタルなどの生きものの農村での復活に向けた地域ぐるみの有機農業の実
21 践、農地整備の際にため池をビオトープとして保全する取組、農地・農業用水等の保全、
22 水田魚道の設置や渡り鳥への生息地の提供、鳥獣被害を軽減するために里地里山を整備
23 する取組、森林づくり、漁場保全のための植林や藻場・干潟の維持管理活動など、農山
24 渔村における生物多様性を保全するための様々な活動が行われている。

25 これら各地域での農林水産業を通じた様々な生物多様性保全の取組は、生物多様性の

1 保全に貢献するとともに、これらの取組の結果生産された農林水産物の販売が増加する
2 など農林水産業や農山漁村の活性化に繋がっている。

3 このように、多岐にわたる生物多様性保全に向けた取組は、農林漁業者による生産活
4 動の営みに加え、地方公共団体、N P O、地域住民、企業、教育機関等、多様な主体が
5 生物多様性保全の担い手として参加して行われており、この度、生物多様性保全活動促
6 進法が制定されたことを契機として、参加主体と関係する行政機関の間の連携を含めて、
7 このような多様な主体が連携した取組を一層推進していくことが重要である。

8 また、このような取組の効果や意義を把握し、理解した上で持続的な活動としていく
9 ためには、取組を行っている現地の状況を適切に把握するためのモニタリング等の調査
10 を行うことが重要である。

11 そのため、多様な主体による、地域で培われてきた知識、技術や異業種連携を進める
12 ことにより各参加主体の有する得意な知識・技術を活かした生物多様性保全の活動の支
13 援、これまで田んぼの生きもの調査を通じて、生きものを見分ける力を持った市民が育
14 ってきた経験を生かして人材を確保することなど、幅広い国民の理解と参加のもと総合
15 的に生物多様性保全を推進することとする。

16

17 (4) 農林水産業を通じた地球環境の保全への貢献

18 地球レベルでの生物多様性については、生物多様性条約第6回締約国会議(2002
19 年)において、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」との目標
20 が掲げられたものの、2010年に、生物多様性条約事務局から地球規模生物多様性概
21 況第3版(GBO3)が公表され、「生物多様性の減少は続いている」と報告されている。

22 世界的にみると農地の拡大や違法伐採、砂漠化などによる森林の減少、藻場・干潟の
23 減少などが要因となり生物多様性が悪化している状況にあるほか、地球温暖化による生
24 態系への影響も懸念されている。

25 このため、COP10においては、「2020年までに生態系が強靭で基礎的なサービス

1 を提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」
2 との短期目標を含む戦略計画 2011－2020・愛知目標が策定された。

3 また、農林水産物の輸入は、他国の生物多様性を利用しているという視点に立ち、地
4 球レベルでの生物多様性保全に貢献するためにも、我が国の農林水産業の振興や森林の
5 保全・管理などを通じた生物多様性保全に積極的に取り組み、我が国で生産された産物
6 を消費することにより、他国の生物多様性への影響を少なくすることが重要である。

7 さらに、COP10において提案・採択された SATOYAMA イニシアティブに謳われて
8 いる、農林水産業などの人為活動を通じて形成された二次的自然環境における生物多様
9 性の保全と持続可能な利用や砂漠化・地球温暖化の防止についての我が国の経験や技術
10 を開発途上国に対して提供することなど、農林水産分野における生物多様性保全に貢献
11 する国際協力に取り組むこととする。

12

13 **IV. 地域別の生物多様性保全の取組**

14 農林水産業・農山漁村と生物多様性をとりまく状況に的確に対応するため、次に掲げ
15 る生物多様性を保全する施策を総合的に推進する。

16

17 **1. 田園地域・里地里山の保全**

18 田園地域や里地里山では、水田、水路、ため池のほか、雑木林、鎮守の森、屋敷林、
19 生け垣等、人の適切な維持管理により成り立った多様な環境がネットワークを形成し、
20 持続的な農林業の営みを通じて、多様な野生生物種が生育・生息する生物多様性が豊か
21 な空間となっている。

22 このような人の手が入ることにより作り出される身近な自然環境である田園地域や
23 里地里山では、不適切な農薬・肥料の使用や、経済性や効率性のみを重視した工法によ
24 る事業を実施した場合には、生物多様性への影響が懸念される。また、近年、里山林の
25 利用の減少や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加等により、従来、身近に見

1 られた生物種の減少が見られるとともに、特定の野生動物の生息域の拡大などにより、
2 農林業への鳥獣被害が深刻になっている。

3 そのため、SATOYAMA イニシアティブに謳われているように農林水産業などの人為
4 活動を通じて形成された二次的自然環境の保全・回復を通じて、生物多様性が保全され、
5 国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性
6 保全をより重視した農業生産及び田園地域や里地里山の整備・保全を推進する。

7

8 (1) 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

9 不適切な農薬や肥料の使用は、田園地域・里地里山の自然環境ばかりでなく、川など
10 を通じた水質悪化による漁場環境への影響など生物多様性への影響が懸念されること
11 から、田園地域や里地里山の生物多様性保全をより重視した環境保全型農業を推進し、
12 生きものと共生する農業生産の推進を図る視点でさらに取組を進める必要がある。

13 そのため、農薬・肥料等の生産資材の適正使用等を推進することが重要であり、農業
14 者一人一人が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を図る。
15 特に農薬については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性等を厳格に検査
16 をしたうえで登録されていることに加え、環境への影響が生じないよう、農薬ごとに農
17 薬使用基準を定めており、その遵守を義務づけながら適正な使用の推進を図る。なお、
18 農業環境規範の普及・定着には、その内容を盛り込んだ農業生産工程管理（GAP）の
19 導入が有効であるため、この普及を併せて推進する。

20 また、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む
21 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るとともに、こうした取組を行う農業者の
22 ネットワーク化を進め、活動の拡大を図る。

23 加えて、化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環
24 境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを育む有機農業について、有機農業の技術
25 体系の確立や普及指導体制の整備、消費者の有機農業に関する理解と関心の増進など農

1 業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進する。

2 さらに、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから、原則
3 5割以上低減する取組とセットで行う冬期湛水や有機農業の取組など、生物多様性保全
4 等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対する直接支援を実施する。

5 なお、愛知目標9では、侵略的外来種の導入・定着等の防止対策を求めており、農作物
6 の受粉のために用いられる外来生物であるセイヨウオオマルハナバチに関しては、在
7 来種への転換に努めるとともに、止むを得ず使用する場合には、周辺環境に影響を及ぼ
8 さないよう施設の出入り口を二重にするなどの対策を施して適正な管理を行うことが
9 必要である。

10

11 (2) 生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除等の推進

12 土づくりの後退や不適切な肥料及び農薬の使用は、土壤の劣化や地力の低下に加え、
13 土壤微生物や土着天敵への影響など地域の生態系の攪乱を招き、持続的な生産にも支障
14 をきたす恐れがあるため、土づくりの励行、効率的・効果的な施肥、防除に努め、生物
15 多様性保全をより重視した農業生産を行うことが重要である。

16 そのため、土づくり及び施肥の推進については、耕畜連携の強化による家畜排せつ物
17 由来のたい肥や食品循環資源由来のたい肥の利用の促進など土づくりに取り組むとと
18 もに、土壤・作物診断に基づき、たい肥等の有機質資材に含まれる肥料成分を勘案した
19 合理的な施肥を推進し、土壤微生物の生息数、多様性等土壤の生物的性質を維持・向上
20 させること等により、地力の維持・増進に努める。

21 また、土壤の肥沃度や土壤病害の発生・抑止、物質循環に大きな関わりを持つ土壤微
22 生物について、農業生産への活用を図ることが重要である。近年、①微生物の有機物の
23 分解能力の差を利用して土壤微生物相の多様性を評価する技術、②土壤から培養過程を
24 経ることなく直接微生物のDNAを抽出して土壤微生物相の多様性を解析する技術等が
25 開発されている。今後、これまで開発された基盤技術を用いて、土壤微生物相の診断技

1 術を開発することにより、土壤微生物相の多様性の保全と両立する農業生産を推進する。
2 病害虫等の防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、病害
3 虫発生予察情報の活用や場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づ
4 き多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理(I P M)を積極的に推
5 進するとともに、天敵に影響の少ない農薬の利用などを推進する。これらの取組により、
6 土壤微生物や地域に土着する天敵をはじめ農業生産環境における生物多様性保全をよ
7 り重視した防除を推進する。
8 このほかにも、冬期湛水をはじめ生きものを育む様々な農業技術が見られることから、
9 これらの技術に関する情報や地域での取組事例の収集・提供に努める。
10 以上のような生物多様性保全をより重視した農業技術の普及を推進する。

11
12 (3) 鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進
13 里地里山には、多くの野生動物が生活を営んでおり、生態系の中でそれぞれ重要な役
14 割をもっている。また、人間生活と密接にかかわり、必要な資源として利用されてきた
15 ほか、人々が野生動物観察などを通じて生きものとふれあうことも行われてきた。

16 一方、昔から、農民が収穫物を守るために築いた猪土手や猪垣が象徴しているように、
17 イノシシ等による農業被害が生じていた。

18 近年、里地里山における人間活動の低下や耕作放棄地の増加、狩猟者の減少、少雪化
19 傾向による生息適地の拡大などに伴い、イノシシ、シカ、サルなどの獣類による農作物
20 被害が深刻になってきている。

21 また、アライグマなどの外来生物は農林水産物被害を与えるだけでなく、里地里山の
22 生態系を脅かす存在となっており、これら特定外来生物については、もとは日本の生態
23 系の一員ではないため、特定外来生物法に基づく防除実施計画の確認・認定を受けるこ
24 とで、根絶を念頭に置いた捕獲を進めることが重要である（愛知目標9）。

25 野生動物は基本的に臆病で人をおそれる生きものであり、農地に接する藪などを隠れ

1 場所として農地に侵入することから、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であり、
2 鳥獣被害を防止するには、生息環境管理や個体数調整、被害防除に総合的に取り組む必
3 要がある。

4 そのため、平成20年に鳥獣被害防止特措法が施行され、本法に基づく、市町村によ
5 る被害防止計画の作成の推進により、地域の体制づくりを進めるとともに、当該計画に
6 基づき、農地に隣接した藪の刈払いなど里地里山の整備による生息環境管理、防護柵の
7 設置による被害防除、個体数調整の地域が一体となった取組を総合的に支援する。その
8 ほか、生息環境にも配慮した針広混交林化、広葉樹林化等の森林の整備・保全活動を推
9 進する。

10 特に、近年、増えすぎたシカなどの野生動物による農林業に対する被害は深刻化し、
11 生物多様性保全の脅威ともなっており、個体数調整に加えて、鳥獣被害防止対策実施隊
12 の設置推進による捕獲の担い手の育成・確保や、活動支援による捕獲体制の強化、捕獲
13 鳥獣の食肉としての利活用の促進など被害の広域化・深刻化に対応した対策の充実・強
14 化を図る。

15

16 (4) 水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進

17 水田、水路、ため池等の農村地域の水辺環境は水と生態系の有機的なネットワークを
18 形成しており、例えば、小河川で生活するフナ類は産卵期には水田や農業用水路に遡上
19 して浅瀬の水草に産卵するなど、多様な生きものがその生活史に応じて様々な生育・生
20 息環境を利用している。このような水と生態系のネットワークは、農家や地域住民によ
21 る生産活動や維持管理活動によって保全され、生物多様性保全に大きく貢献している。
22 特に、森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、
23 ため池、集落等を途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークを形成させる必要がある。

24 また、農村地域の水辺環境を形成する水田や水路等は、生産活動等の効率化や防災面
25 から維持・更新が必要となってくることから、農地や施設の整備・更新の際には、生物

1 多様性保全に配慮する観点が重要である。

2 具体的には、水と生態系のネットワーク保全のため、地域全体を視野において、地域

3 固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配

4 慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進する。また、冬期湛

5 水用水等、生態系保全に資する用水を取得する取組を支援する。

6

7 (5) 草地の整備・保全・利用の推進

8 草地は貴重な生態系を形成し、多くの生物種に生存の場を提供している。草地のほと

9 んどは、放牧や採草などの目的を持って人為的に管理し、かん木の侵入などを防止する

10 ことにより、特有の自然環境が形成・維持されており、生物生態系の保全、遺伝資源の

11 保全、野生生物保護など草地を好んで生息地にしている生物の多様性保全に貢献してい

12 る。例えば、阿蘇・久住高原の草地は、放牧や採草などの農業生産活動等人の手を加え

13 ることによって、ハナシノブやヒゴダイ等の植物、オオルリシジミのような希少な蝶の

14 生息地として維持されている。

15 一方、草地は、採草や放牧による自給飼料基盤として、土－牧草－家畜をめぐる物質

16 循環が成立し、飼料自給率向上を通じた食料自給率の向上、国土の有効利用、循環型畜

17 産の確立が図られるとともに、持続的な畜産物の生産、畜産経営の維持を図ることが可

18 能となることから引き続き適切な維持管理が重要である。

19 そのため、生産者や集落ぐるみによる草地の生産性・機能を維持するための放牧の取

20 組推進や、簡易草地更新技術の推進、草地の整備等に対する活動について支援を行う。

21

22 (6) 里山林の整備・保全・利用活動の推進

23 里山林は、落葉や薪炭材の採取等地域住民等の利用による適度な働きかけが加わること

24 によって、その環境に適応した様々な野生生物種が生育・生息するなど生物多様性の

25 保全上重要な場所であるとともに、その立地等をいかした人と自然とのふれあい・教育

1 の場としての役割も期待されている。さらに、木炭や薪などの利用が活発化することに
2 より、その適切な管理が図られるものである。

3 しかし、近年の山村の過疎化・高齢化や生活様式の変化にともなってその利用が低下
4 しており、多様な主体による里山林への新たな働きかけを推進していく必要がある。

5 そのため、地域とボランティア団体等との連携による植栽や下刈り、間伐など里山林
6 の多面的利用にむけた森林づくり活動を推進するとともに、森林と親しみ生物多様性保
7 全に対する認識と理解を深め自然との共生のあり方を学ぶ取組の推進、都市と山村との
8 交流活動を行う森林ボランティア団体等への支援などにより、里山林の整備活動の重要
9 性への理解を広める。

10 これらの推進に当たっては、バイオマスエネルギー利用も含めた木材需要の確保と一
11 体的に取り組んでいく必要がある。

12

13 (7) 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興

14 農村環境は農業生産活動等の人の働きかけにより維持されている自然環境であり、農
15 村地域での農業振興は豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成等多面的機能
16 の発揮の観点からも重要である。

17 しかしながら、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地・
18 農業用水等の資源の適切な保全管理が困難な状況となっており、これらの多面的機能の
19 発揮に支障が生じる事態が懸念されていることから、このような状況を踏まえた施策を
20 展開していく必要がある。

21 そのため、適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確
22 保を図る観点から中山間地域等への支援を行うとともに、農地・農業用水等の資源と環
23 境の良好な保全及び質的向上を図る観点から地域ぐるみで効果の高い共同活動に対す
24 る支援を行う。また、グラウンドワーク活動等に見られるような集落・民間企業・行政
25 等が協働して行う農村環境を活用した取組への支援や、生物多様性等の豊かな地域資源

1 を生かし、農産物のブランド化や農山漁村を教育、観光などの場として活用する集落ぐ
2 るみの取組を支援する。これらを通して、農業・農村が生物多様性に果たす役割につい
3 て国民に理解を促進し、グリーン・ツーリズム等都市と農村の交流や定住を促進する。
4 さらに、GIAHS（世界農業遺産）等の地域の生物多様性保全の取組を評価する制度
5 を活用し、我が国農業の環境調和性を国内外にPRするとともに、農村地域の活性化を
6 図る。

7

8 (8) 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進

9 トキやコウノトリは、かつて、我が国の古き良き農村には普通に生息し、人々とともに
10 に暮らしていたが、乱獲や湿地の開発、営巣木等の減少、農薬使用によるエサの減少等
11 人為的な生息環境の変化により、我々の前から姿を消した。

12 現在、人工繁殖したコウノトリやトキの野生復帰を目指す取組が地域において行われ
13 ており、また、我が国は渡り鳥の有数の飛来地でもあるので、将来にわたってそれらの
14 生育・生息環境を維持するためには、水田などの農村の環境を整備することが重要であ
15 る。

16 このため、水鳥をはじめとするさまざまな生きものの生息地として重要な湿地である
17 水田の生物多様性を高める農法である冬期湛水、生きものが行き交うための水路から水
18 田までの連続性を確保する水田魚道の整備が行われている。併せて、有機農業をはじめ
19 とする環境保全型農業による取組も行われている。子どもたちは、こうした水田や水路
20 等の水辺環境を学びの場や遊び場として活用している。

21 愛知目標1.2では、絶滅危惧種の絶滅及び減少の防止を求めており、このような取組
22 は、コウノトリやトキのような極めて希少な生きものの生育・生息環境を守るとともに、
23 地域での身近な多種多様な生きものが暮らす空間を広げ、我が国の全体の生物多様性保
24 全につながることから、このような地域での取組を評価し、支援することが重要である。
25 そのため、劣化した生態系の保全と回復を通じ、気候変動の緩和と適応等に貢献する

1 ことを求める愛知目標 15 も踏まえつつ、生物多様性保全に対応した合意形成を図りつ
2 つ、生物多様性保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づ
3 くりなど田園地域や里地里山の環境整備を推進する。

4 また、有機農業をはじめとした環境保全型農業を推進するとともに、農業者に対する
5 生物多様性保全の視点に立った栽培技術の確立・導入に向けた支援や、水田や水路での
6 生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊び場として活用し、自然とふれあう機会を増
7 やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、生物多様性保全の
8 取組を進めるために、地域における普及活動を一層推進する。

9 さらに、都市とその周辺地域の農業は、都市住民に新鮮な農作物を供給するだけでは
10 なく、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供する
11 という役割や、子どもから大人まで市民農園として農業体験ができる空間や身近に生き
12 ものとふれあえる空間を提供するという役割についても認識されており、こうしたこと
13 を踏まえ、都市農業の振興を通じ、身近に生きものとふれあえる空間づくりを推進する。

14

15 2. 森林の保全

16 我が国は国土の 3 分の 2 を森林が占める緑豊かな森林国である。また、その森林は、
17 戦後荒廃した国土の緑化等のために育成された人工林から、屋久島や白神山地、知床の
18 ような世界遺産に登録される原生的な天然林まで多様な構成となっており、多様な野生
19 生物種が生育・生息する場として、生物多様性保全において重要な要素となっている。

20 一方で、現在の森林資源は、戦後築きあげてきた人工林を中心に利用可能な段階に入
21 りつつあり、国際的に木材需要が増大する中、国産材の利用拡大を通じ、間伐等の森林
22 の適切な整備・保全を進めることで、国内の森林・林業・木材産業の再生を図ることが
23 必要となっている。

24 また、森林の育成には数十年という長期間を要するが、その成長過程で草本、中低木
25 から高木までを含む多様な環境が形成され、これにあわせて森林内の野生生物種の生

1 育・生息環境とともに生物の多様性も変化する。特に人工林においては、成長段階に応
2 じて間伐等森林の整備を適切に行っていくとともに、代採、更新を通じて多様な林齢の
3 森林を造成することにより、健全な森林の育成とともに生物多様性保全が図られる。

4 他方で、人と環境に優しい木材を多段階にわたり有効利用することは、循環型社会の
5 形成、地球温暖化の防止、山村地域の活性化に資するものであり、その利用を一層推進
6 していくとともに、都市住民も含め幅広く国民が、それぞれの状況に応じて森林づくり
7 に関わっていくことにより、森林・林業・木材利用への理解を深めていくことが必要で
8 ある。さらに、原生的な天然林について、自然環境の保全等森林に対する国民の期待が
9 一層高まる中、適切な保全・管理を図ることが重要となっている。

10 このような課題を踏まえ、農林水産省では、多様な主体の参画を通じ、適切な森林の
11 整備・保全を推進していくため、平成20年12月に外部有識者からなる「森林における
12 生物多様性保全の推進方策検討会」を設置し、今後の森林における生物多様性の保全
13 及び持続可能な利用に向けた森林・林業施策等の検討を行い、平成21年7月に「森
14 林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」を取りまとめた。

15 農林水産省においては、生物多様性の重要な構成要素である森林の整備・保全に向け
16 た施策を総合的に展開し、生物多様性保全を含め森林の有する多様な機能の発揮を図っ
17 ていくこととしている。このため、森林の適切な整備・保全を通じた生物多様性保全等
18 の森林の多面的機能の持続的発揮を基本理念とした「森林・林業再生プラン」を平成2
19 年12月に策定し、これを実現するため森林法の改正を行うとともに、森林・林業基
20 本計画の見直し作業を進めているところである。今後は、上記の検討会の成果も踏まえ、
21 森林・林業関係者をはじめとする国民の生物多様性に対する理解の促進を図るとともに、
22 森林における生物多様性の保全と持続可能な利用に向け、森林生態系のモニタリングを
23 行いつつ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的な森林管理を推進し、森林・林業施
24 策を総合的に実施することとしている。また、間伐の実施や、多様な森林づくりを推進
25 するため、森林の整備・保全、国産材の利用、担い手・地域づくりなどを総合的に推進

1 する「美しい森林づくり推進国民運動」の取組を、幅広い主体の理解と協力のもと促進
2 している。

3 併せて、国内の木材供給の7割を輸入に頼っている我が国においては、林産物の輸入
4 は他国の生物多様性を利用しているという視点に立ち、国産材利用推進を軸に国内林業
5 等の活性化を推進して国内森林資源を有効に活用するとともに、海外における森林の保
6 全や持続可能な森林経営の支援を通じて、地球規模での森林における生物多様性保全に
7 貢献する。

8

9 (1) 多様な森林づくりの推進

10 人工林の間伐等の施業が十分に実施されないことや、伐採後の再植栽が行われない状
11 況も一部に見られ、生物多様性保全等森林の有する多面的機能の発揮への影響が懸念さ
12 れることから、100年先を見据えた多様で健全な森林の整備が必要である。

13 そのため、森林資源の利用や自然搅乱の頻度を踏まえ、地域の自然条件や立地条件に
14 応じた様々なタイプの森林をバランスよく配置していくため、間伐の実施はもとより、
15 広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等による多様な森林づくりを推進することとして
16 おり、集約化し計画的な森林施業を行う者を直接支援する「森林管理・環境保全直接支
17 払制度」の平成23年度からの導入など、森林整備事業を推進する。

18

19 (2) 森林の適切な保全・管理の推進

20 生物多様性保全を含めた森林の有する公益的機能の発揮を図るためにには、森林の適切
21 な保全・管理を行うことが必要である。

22 そのため、森林の有する公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定
23 し、立木の伐採や転用を規制するとともに、荒廃地等における治山施設の設置や機能の
24 低下した森林の整備等を推進する。

25 また、私有林面積の約4分の1に存在する不在村森林所有者の森林に対し、森林施業

1 を積極的に働きかけることが重要であることから、都市部に存在する森林所有者に森林
2 施業の実施を働きかける「ふるさと森林会議」の開催や、ダイレクトメールの送付によ
3 る働きかけなどを行い、森林整備を推進する。

4

5 (3) 野生鳥獣による森林被害対策の推進

6 シカ等の野生鳥獣による森林被害については、近年、下層植生の食害や踏みつけによ
7 る土壌の流出など、森林の有する多面的機能への影響が懸念されており、効果的な対策
8 が必要である。

9 そのため、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、野生鳥獣による被害や生息の状況
10 を踏まえ、積極的な個体数調整や被害防除などの広域的かつ効果的な森林被害対策を推
11 進する。また、地域の実情を踏まえ野生鳥獣の生息環境となる広葉樹林や針広混交林の
12 造成を図るなど野生鳥獣との共生にも配慮した対策を適切に推進する。

13

14 (4) 森林施業における生物多様性への配慮

15 森林の整備・保全の現場を担う林業事業体が作業を行う中で木材生産の観点だけでは
16 なく、生物多様性保全についても配慮した行動をとることは、森林における生物多様性
17 保全を図る上で重要な要素となる。このため、森林計画制度において、地域森林計画等
18 により、貴重な野生生物種の保護に配慮した施業方法の指針などを示しているほか、さ
19 らに持続可能な森林経営を民間の第三者機関が評価・認証する森林認証については、生
20 物多様性保全が認証取得の重要な要件の一つとなっており、現場作業においても保護樹
21 帯の設置など野生生物種の保全のための多様な取組が始まられている。

22 引き続き森林計画制度の適切な運用を図るとともに、こうした参考となる具体的な取
23 組事例を紹介することにより、林業の現場における生物多様性保全への配慮を一層推進
24 する。

25 また、市町村森林整備計画の策定支援を行うフォレスターや市町村森林整備計画に沿

1 った森林経営計画（仮称）の作成の中核を担う森林施業プランナーを育成することによ
2 り、適切な森林施業を推進する。

3

4 **（5）国有林野における生物多様性保全の取組**

5 我が国の森林面積の約3割、国土面積全体に対しその約2割を占める国有林野につい
6 ては、自然環境の保全や国民生活の安全・安心等の森林に対する国民の期待が一層高ま
7 る中、多様な森林へ誘導を行うなど適切な森林の整備・保全を実施し、生物多様性保全
8 をはじめとする公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を進めることを基本として
9 いる。

10 また、奥地脊梁山地に広く所在している国有林野には、優れた景観を有する森林や、
11 貴重な野生生物種が生育・生息するなど豊富な森林生態系を維持している森林、渓流等
12 と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、生物多様性保全の観点からも、
13 このような森林の保全・管理を推進する必要がある。

14 愛知目標7では、生物多様性の保全を確保するよう、林業が行われる地域を持続的に
15 管理することが求められていることから、人工林の間伐や長伐期化、針広混交や広葉樹
16 からなる複層林への誘導など適切な森林施業を推進する。

17 愛知目標12では、絶滅危惧種に対する対策を講じることが掲げられていることも踏
18 まえ、自然環境の維持、生物種の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果た
19 している国有林野については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、
20 地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏
21 まえつつ希少野生動植物種の保護等に努める。

22 また、愛知目標9において、侵略的な外来種に対する対策を求められていることから、
23 地域固有の生態系を脅かす外来種について、現状の生態系への影響に配慮しつつ、隨時、
24 見直しと修正を行う順応的な駆除やその生息域の拡散防止対策を推進する。また、新た
25 な外来種の侵入防止対策を進めることにより、地域固有の生態系の維持、再生を図る。

1 さらに、愛知目標5では、森林を含む自然生息地の損失速度の減少や、生息地の劣化
2 や分断化の減少を求めており、特に原生的な森林生態系や貴重な生物種の生育・生息地
3 等特別な保全管理が必要な森林を、「保護林」として積極的に指定し、その拡充を図り
4 つつ、モニタリングの実施等により適切な保全管理を推進する。さらに、野生生物種の
5 生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種や遺伝
6 的な多様性を保全するため、隣接する民有林にも協力を要請しながら、「保護林」相互
7 を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するなど、より広範で効
8 果的な森林生態系の保護に努める。

9

10 **(6) 担い手の確保・育成と山村地域の資源活用を通じた都市と山村との交流・定住の
11 促進**

12 我が国の山村は過疎化や高齢化が進み、その生活基盤は都市部と比較して依然として
13 低位であることから、森林の適切な整備・保全や生物多様性の保全を行うためには、そ
14 の担い手である山村地域の活力を維持することが必要である。

15 そのため、「緑の雇用」事業等による新規就業者の確保を図るほか、山村地域の有す
16 る生物多様性が豊かな自然や文化、景観等の資源を活用した魅力ある地域づくりなどを
17 通じて、都市と山村の交流・定住を促進し、山村の活性化を推進する。

18

19 **(7) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進**

20 近年、森林づくりや環境教育に取り組む企業やNPO等の活動が活発化するとともに、
21 森林を保健・文化・教育活動に利用する国民が増加していることから、森林に対する國
22 民のニーズに応えていく必要がある。

23 そのため、国民参加の森林づくりや森林の多様な利用を推進するにあたり、企業やN
24 PO等が森林づくりに参加しやすい環境を整備するとともに、国有林野においては企業
25 等の森林づくり活動のためのフィールドの提供等を行うことにより、企業やNPO等が

1 行う森林の整備・保全活動等を推進する。

2 加えて、生物多様性保全活動促進法においては、森林における生物多様性保全の活動

3 の促進のため、多様な主体の連携の枠組や森林法の立木の伐採等の届出の特例等が措置

4 されたところである。

5 今後、市町村による「地域連携保全活動計画」の作成や「地域連携保全活動」の実施

6 における多様な主体のコーディネート、森林での活動における技術的な指導、人材の育

7 成等の支援を行い、森林の整備・保全活動を一層推進する。

8

9 (8) 森林環境教育・森林とのふれあいの充実

10 生物多様性保全などの森林の有する多面的機能や、林業及び木材利用の意義等に対する

11 理解と関心を深めるためには、森林環境教育や木育(木の良さや木材利用の意義を学

12 ぶ教育活動)、森林とのふれあいの機会を子どもたちをはじめとする国民に広く提供す

13 ることが必要である。

14 そのため、教育・環境等の分野との連携による普及啓発活動、企画・調整力を有する

15 人材の育成、国有林野における体験活動等を実施するためのフィールドの提供等を推進

16 する。

17

18 (9) 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展

19 生物多様性保全などの森林の有する多面的機能の發揮のためには、森林の適切な整備

20 を進める必要があり、そのためには、適切な生産活動を通じて供給された木材が最終的

21 に消費者に利用され、その収益により森林所有者が負担したコストを回収できることが

22 重要である。

23 そのため、素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給

24 体制の整備を中心とする構造改革を進めるとともに、公共建築物をはじめ、住宅や木質

25 バイオマス等への国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展を図ることによ

1 り、10年後の木材利用率50%以上を目指す。

2

3 (10) 森林資源のモニタリングの推進

4 近年の地球規模での環境問題への関心の高まりから、「持続可能な森林経営」の推進
5 が重要な課題と認識されるようになり、国際的なプロセスにおいて合意された「持続可
6 能な森林経営」の「基準・指標」を用いて世界各国が自国の森林の状況をモニターし評
7 價する取組が開始されている。我が国においても持続可能な森林経営の推進を図ってい
8 くため、生物多様性を含む森林の状態とその変化の動向を継続的に把握・評価するとと
9 もに、これを地域森林計画等の樹立に反映させていくことが求められる。また、愛知目
10 標7においても、生物多様性の保全を確保するよう、林業が行われる地域を持続的に管
11 理することが求められている。

12 このようなことから、我が国が実施する森林資源調査において、非商業樹種や生物多
13 様性に関するデータについても十分に把握する必要があり、木材生産のみならず、生物
14 の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」
15 に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進する。

16

17 (11) 世界の持続可能な森林経営の推進

18 世界の森林は農地などへの転用、違法伐採、森林火災、過放牧などにより、地球上の
19 生物種の多数が生息する熱帯林を中心に急速に減少・劣化しており、2000年から2
20 010年までに約2,800万ha(造林等による増加を差し引くと日本国土の7分の1
21 に相当する約520万ha)の森林が毎年減少している。このような大規模な森林の減
22 少・劣化は、地球規模の生物多様性の危機を引き起こす大きな要因の一つであることか
23 ら、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進や国際対話への積極的
24 な参画・貢献が必要である。

25 そのため、劣化した生態系の保全と回復を通じ、気候変動の緩和と適応等に貢献する

1 ことを求める愛知目標 15 も踏まえつつ、国連森林フォーラム(UNFF)などへの貢献、
2 モントリオール・プロセスを通じた基準・指標への取組、途上国における森林保全・造
3 成に関する二国間の技術・資金協力、森林の減少・劣化の主要な要因の一つとなつてい
4 る違法伐採への対策に関する二国間の国際協力や国際機関を通じた多国間の支援など
5 を通じ、国際的に環境保全や持続可能な森林経営の推進に取り組むことにより、地球規
6 模での生物多様性保全に寄与する。

7

8 **3. 里海・海洋の保全**

9 我が国は、南北に伸びた複雑な海岸線を持つ列島であり、四方を海に囲まれ、世界で
10 第 6 位の広大な排他的経済水域等を有し、その周辺海域は寒流、暖流が交錯することに
11 より、生産力が高く豊かな生物多様性を持つ漁場となっている。

12 水産業は豊かな海の恵みの上に成り立っている環境依存型の産業であることから、生
13 産力を支える生態系の健全さを保つことが必要であり、そのためにも生物多様性保全が
14 重要である。

15 ことに我が国沿岸海域は古来より人間活動との関わり合いが深く、資源を管理しながら
16 持続的に採貝・採藻等の漁業活動を行ってきた。このような、自然生態系と調和しつ
17 つ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性保全が図られている海は「里海」
18 として認識されるようになっており、適切に保全することが必要である。

19 他方、沖合域から公海についても適切な資源管理を行うことにより、水産資源の持続
20 的な利用が可能である。このため、地域漁業管理機関等の枠組みを通じて科学的根拠に
21 基づき海洋生物資源の適切な保全と持続的な利用を図っていくことが重要である。

22 このように、里海・海洋の保全を通して、国民の健全な食生活を支える水産物を将来
23 にわたって安定的に供給するとともに、力強い水産業と豊かで活力ある漁村の確立を推
24 進する必要がある。

25 なお、平成 19 年 4 月に公布された「海洋基本法」においても、海洋の開発及び利用

1 と海洋環境の保全との調和を図ることを基本理念として、海洋の生物多様性が確保され
2 ることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類の存在の基盤とされたところ
3 であり、里海・海洋を保全することはこうした考え方によつるものである。

4

5 (1) 藻場・干潟等の保全の推進

6 生物多様性が豊かで生産力の高い健全な里海の実現のためには、藻場・干潟の保全は
7 重要な課題の一つである。

8 藻場は「海の森」とも呼ばれ、アマモ場、コンブ場等があり、干潟は人々にとって親
9 水の場であるとともに、多くの渡り鳥が餌と休息の場を求め飛来する場ともなっている。
10 これらを含めた沿岸水域は魚類をはじめとする多種多様な生き物の生育・産卵場のほか、
11 陸上からの生活排水に含まれる有機物や窒素、リンなどを吸収・分解することにより、
12 水質を浄化するなど、環境を保全することで生物多様性保全に大きく貢献している。ま
13 た、亜熱帯水域において、サンゴ礁は水産資源の産卵、餌場、幼稚仔魚の育成場となっ
14 ている。

15 しかしながら、高度経済成長期の沿岸開発、埋め立てなどにより藻場、干潟が大幅に
16 減少しているほか、植食性魚類等の食害等により藻場が消滅する「磯焼け」が全国的に
17 拡大している一方、干潟においても、二枚貝を捕食するナルトビエイ等が増加し、健全
18 な生態系の維持に対する影響が懸念されており、持続的な漁業生産を実現するためにも、
19 藻場・干潟を含む漁場環境の保全を図る必要がある。

20 そのため、漁業者を中心とする多様な担い手によって藻場・干潟等における食害生物
21 の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の
22 耕うんなどの海域環境に応じた手法による維持管理活動を推進するとともに、これらの
23 活動と連携した藻場・干潟等の再生・修復・創造を推進する。

24 他方、生活排水等による水産動植物の生育環境の悪化に対しては、今後とも引き続き
25 浄化槽、集落排水施設等の整備を通じた陸上からの水質負荷低減への取組を推進する。

1 また、漂流・漂着ゴミの増加による、漁業活動への悪影響に対し、漁業関係者、N P O
2 等が自主的に行う海浜・河川の清掃活動や植林活動の取組の促進とともに、漂流物の回
3 収・処理、漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進する。
4 さらに、赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組
5 を推進する。

6

7 (2) 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進

8 漁港漁場は、漁業の生産基盤であるのみならず、静穏な水域や生産性の高い環境を創
9 出することにより、海洋生物の産卵場や仔稚の育成場としての環境の形成にも大きく寄
10 与しており、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備が必要である。

11 そのため、漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、実施
12 箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、
13 可能な限りモニタリングによる影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮
14 した漁港漁場の整備を推進する。

15 特に、漁港の整備においては、その周辺の自然環境の改変を極力最小とするように努
16 めるとともに、事業の実施に当たっては、藻場が形成され水産動植物の生息・繁殖が可
17 能な護岸等魚介類が生息できる工法・構造を採用した漁港施設、自然環境への影響を緩
18 和するための海浜等の整備を行うなど、周辺の自然環境に調和した漁港づくりを積極的
19 に推進する。また、漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設等
20 の整備や漁港内における汚泥やヘドロの除去等を行うことにより漁港周辺水域の水質
21 保全対策を強化する。

22

23 (3) 漁村環境の保全・利用の推進

24 漁村は、漁業を営むだけでなく、良好な自然環境や景観の形成、地域の伝統文化の継
25 承、人々へのやすらぎ空間の提供等の多面的機能を有し、自然の大切さを学ぶ場でも

1 あることから、漁村環境の保全・利用を図る必要がある。

2 そのため、豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくり

3 を推進するとともに、体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進

4 による国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図る。また、国民が

5 親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進する。

6

7 (4) 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進

8 水生生物の存在する生態系の維持を含め海洋等の環境を良好に保全していくことは、

9 漁業の健全な発展を図る上からも極めて重要であり、愛知目標においても、脆弱な生態

10 系の対策推進（目標10）、海洋保護区の推進（目標11）などが掲げられている。

11 また、サメ・海鳥・ウミガメの混獲や深海の生物多様性への漁業影響を理由にしたマ

12 グロ延縄漁業や公海トロール漁業に対する否定的な国際世論がある。

13 例えばワシントン条約における国際取引の規制下で海洋生物資源を管理しようとする

14 動きである。

15 そのため、保護水面の設定のような生態系に配慮した漁業管理やトリポール、ネムリ

16 針等の混獲回避に向けた取組を進めるとともに、混獲の影響評価、適切な混獲回避技術

17 の開発・改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど混獲の削減を図る。また、漁業活動

18 を通じた海洋生物多様性の保全と持続的利用が可能であることなどを科学的に示し、適

19 切な国際世論の形成を図る。また、希少な野生水生生物については、野生水生生物の保

20 護を通して健全な生態系の維持を図る観点から、科学的知見の集積・充実を図り、保全・

21 管理手法の開発を行う。

22 さらに、公海底魚漁業が脆弱生態系に与える影響を評価し、同じ水域で漁業を行う関

23 係国と協力しながら適切な措置を導入することにより、海山等に存在する脆弱生態系の

24 保護と持続的な漁業との共存を図る。

25 海洋保護区については、これまでも、保護水面等の法的措置、都道府県・漁業団体に

1 よる漁業管理指定区域などのほか、日本各地で関係漁業者によるきめ細かな自主的な保
2 存管理措置が行われており、今後もその推進を図る。

3

4 (5) 資源管理の一層の推進

5 水産資源は、持続的な利用が可能な資源であり、水産資源の適切な保存・管理は、国
6 連海洋法条約により沿岸国に課せられた責務でもあり、国民に対する水産物の安定供給
7 の確保と生物多様性保全の観点からも重要である。愛知目標6においても、水産資源を
8 持続的に管理、利用することが掲げられている。一方で、我が国周辺水域においては、
9 近年、資源評価が行われている資源のうち4割が低位水準にあり、資源状況等に即した
10 適切な資源管理を実施することによって資源の維持・回復をより一層推進していく必要
11 がある。

12 そのため、水産資源について調査船による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価
13 を推進する。

14 資源状況悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続的利用・管理に
15 ついては、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違
16 法・無報告・無規制(IUU)漁業の排除の取組に努める。さらに、鯨類資源についても、
17 科学的研究に基づく保存と持続的利用を国際的に確立させるよう努める。

18 また、水産資源の適切な保存管理を図るため、公的規制による隻数、トン数等のイン
19 プットコントロール、漁期、漁具規制、漁場管理等のテクニカルコントロールのほか、
20 平成9年からは主要な魚種に対して漁獲可能量(TAC)を設定している。

21 平成23年度からは、新たに導入された資源管理・漁業所得補償対策の下、資源状況
22 等に即して休漁、漁具・漁法の規制等の漁獲努力量の抑制、種苗放流、漁場環境改善な
23 どの適切かつ計画的な自主的資源管理をより一層推進する必要がある。このため、漁業
24 者・試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施す
25 る体制の整備等を進めるとともに、基本的に全ての漁業者が資源管理計画に基づく資源

1 管理に参加するよう促す。

2 他方、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水

3 産エコラベルについて、漁業者の取組を促進する。

4

5 (6) 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進

6 前述のとおり、近年、我が国周辺水域の水産資源の状況は低位水準にある魚種も多く

7 見られることから、愛知目標7にも掲げられているように、生物多様性にも配慮しつつ

8 持続的に種苗放流や養殖業、稚仔魚の生育環境の改善等の資源増殖施策を展開すること

9 により、資源を回復、増加させることが必要である。

10 そのため、種苗放流については、採卵する親魚は放流海域の集団から入手するなど、

11 当該海域における種の遺伝性が確保されるよう努めており、今後も生物多様性に配慮し

12 た取組を推進する。

13 また、養殖業については、餌料の投与により生ずる残渣等の削減又は水底へのたい積

14 の防止を図ることにより、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、

15 地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進する。ま

16 た、炭素や窒素等の安定的物質循環を可能とするための魚類・貝類養殖と藻類養殖を組

17 み合わせた複合養殖技術の確立を図るほか、低環境負荷飼料の開発を推進する。

18 さけ・ます増殖事業についても、さけ・ます資源の維持とその持続的利用を図るため、

19 北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに

20 配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、

21 河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進する。

22 さらに、河川・湖沼等の内水面は、漁業・養殖業の生産の場として国民に魚介類を供

23 紿しているほか、釣りやアウトドアなどレクリエーションの場の提供を通じて自然との

24 ふれあいの機会を創出するなど国民生活にとって欠かせないものとなっている。しかし

25 ながら、近年、水産動植物の生育・生息環境の悪化に加え、ブラックバスなど外来魚、

1 カワウによる食害やアユ冷水病の蔓延により内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は厳し
2 い状況にある。特に侵略的外来種については、愛知目標9においてもその対策を講じる
3 ことが掲げられている。このため、内水面漁業に影響を与える外来魚については、その
4 生息状況と駆除効果の関係を整理し、外来魚の生息状況等に応じた効果的な駆除手法の
5 開発及び駆除活動を行い、内水面における生物多様性の保全をより一層推進する。

6 また、漁場の耕うんや水田・用水路の活用などによる水産動植物の生育・生息環境の
7 改善を図るとともに、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病等に対する疾病対策を推進
8 する。さらに、水系ごとに異なる渓流魚についての遺伝子の状況を調査し、遺伝的多様
9 性を維持する増殖手法の開発や産卵場、種苗生産施設の整備等の実施により、内水面に
10 おける、生物の多様性の保全に配慮した資源増殖の取組を推進する。

11

12 (7) 野生生物による漁業被害防止対策の推進

13 漁業生産に大きな被害を与える大型クラゲ等の野生生物の大量発生は、海洋汚染や水
14 産資源の乱獲等による生物生息環境の変化等が原因との指摘もなされている。

15 大型クラゲについては、効果的な駆除等の適切な対策を講じる。

16 広域的に移動・繁殖を行うカワウについては、在来生物の捕食や生息環境の競合によ
17 り、内水面漁業の有用な魚種や在来生態系への影響が見られている。このため、駆除活
18 動の推進、擬卵への置き換えやドライアイスを用いて卵の発生を止める繁殖抑制等の個
19 体管理に係る取組を推進する。

20 また、希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっても、生物多様性を配慮し
21 つつ、その来遊頭数等の科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進する。

22 さらに、鯨類等の大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、その影響緩和
23 の取組を推進する。

24

1 **V. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進**

2 「森は海の恋人」と呼ばれるように、森林は、水源かん養機能や土砂流出防止機能等
3 を有するとともに、栄養塩類等を、里地里山や田園地域を流れる川を通じて、海へ供給
4 し、里海の生きものである海藻や植物プランクトンを育てるなど、生物多様性に寄与し
5 ている。また、例えば、サケは、川で孵化後、海に下り、成長後、産卵のために川を遡
6 上するが、遡上したサケはクマや猛禽類等に食べられ、その排泄物が陸上に撒かれる。
7 このことは、森から海へ供給された栄養塩類等を陸に再び運び上げる栄養塩類の循環に
8 寄与しているといえる。加えて、田園地域・里地里山における生産活動も農薬・肥料を
9 適切に使用することにより、里海などの生物多様性への影響を低減することが可能であ
10 る。このように、森林、田園地域・里地里山、里海などは相互に関連しており、森・川・
11 海の生態系全体を通じた生物多様性保全を行う必要がある。

12 そのため、田園地域・里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や漁業者
13 等による広葉樹等の植林活動への支援、魚つき保安林の指定とその保全、漁場保全のた
14 めの森林整備など、森・川・海の生物多様性保全の取組を積極的に推進する。このよう
15 な里山里海を保全、活用する取組の例として、「千枚田」といった風景や文化、ホクリ
16 クサンショウウオ、トミヨなど様々な生物種を含む里地里山里海を一体的に保全し、価
17 値の創出をはかる「能登の里山里海」の活動が挙げられる。

18

19 **VII. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進**

20 我が国は、農耕の開始以来、多様な環境に適した多様な地域在来の栽培植物を開発し、
21 食料を確保してきた。現在でも、多様な生物資源を食料、医薬品、燃料などの資源とし
22 て利用しながら、国民の生活は成り立っている。しかしながら、世界的に見れば、気候
23 変動や開発行為による環境悪化、熱帯雨林の急速な減少、砂漠化の進行により、多様な
24 遺伝資源が減少、滅失の危険にある。

25 これらの遺伝資源は、病害虫抵抗性や温暖化に対応した新たな品種の開発に必須のも

1 のであり、近年、バイオテクノロジー等科学技術の進展に伴い、遺伝資源の利用は、食
2 料・環境・エネルギー問題の解決に貢献するものと期待されている。

3 このような貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを持続
4 的に利用していくことが国際的にも重要である。また、生物多様性条約の発効により、
5 遺伝資源に対する自国の主権的権利が認められ、遺伝資源利用国による遺伝資源の収
6 集・利用にあたっては提供国政府の事前の同意が必要となっている。COP10 では、長
7 年にわたる交渉の結果、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する ABS 名古屋議定書
8 が採択された。今後は、本議定書の発効により、遺伝資源へのアクセスの改善や遺伝資
9 源の利用に伴う適正な利益配分によって、生物多様性の保全や持続可能な利用が促進さ
10 れることが期待されている。一方、植物遺伝資源に関する国際的な取組として、各国共
11 通のルール下で植物遺伝資源を円滑に入手・活用できる多国間システムを構築すること
12 を目的とする「食料及び農業のための植物遺伝資源条約」についても、平成 16 年に発
13 効しており、我が国としては、両制度の早期締結に向けて努力することとする。

14 また、遺伝子組換え農作物等については、現在、国内の生物多様性に影響を与える懸
15 念があるため、生物多様性への影響等を科学的に評価し、影響がないことが確認された
16 もののみを利用している。

17

18 (1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

19 遺伝資源の利用は、生産コストを低減した超多収作物や病害虫に強く農薬の不要な作
20 物、エネルギー生産のための資源作物の栽培など食料、環境、エネルギー問題の解決に
21 貢献することが期待されることから、有用な遺伝資源の収集・保存と持続可能な利用を
22 促進することが必要である。

23 そのため、新しい品種の育成などの研究に提供するための遺伝資源の収集・保存や特
24 性評価の強化、超低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の
25 強化を図るほか、植物・動物・昆虫ゲノム研究における遺伝子の機能解明とその利用技

1 術を開発し、画期的新品種の育成や新産業の創出を図る。

2 また、花粉症対策、景観保全等の森林に対する要請が高まる中で、将来にわたって国
3 内の森林を適正に整備・保全していくために必要な優良種苗の確保を図るため、林木遺
4 伝資源の収集・保存、林木の新品種の開発などを推進する。

5 一方、古くから地域固有の品種として農家自らが採種し、代々栽培し続けられてきた
6 在来品種についても、近年、豊かな食生活を送るため見直されてきており、これらの品
7 種の保存や積極的な活用が重要となっている。

8 さらに、農林水産業にとって有用な遺伝資源の利用については、产学研官連携の強化を
9 図りつつ、研究及び技術開発等への利用を推進する。

10

11 (2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

12 遺伝子組換え技術の活用により、様々な問題の解決に貢献する新たな農作物の品種が
13 開発される可能性がある。しかし、その一方で、遺伝子組換え農作物等は、野生植物と
14 の交雑等を通じて我が国の生物多様性に影響を与える可能性があり、遺伝子組換え農作
15 物等の規制による我が国の生物多様性の確保を図る必要がある。

16 そのため、我が国では、遺伝子組換え生物を規制する国際的な枠組みであるカルタヘ
17 ナ議定書に基づき、平成16年に遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様
18 性の確保に関する法律(カルタヘナ法)を施行し、遺伝子組換え農作物等の品種ごとに、
19 開発の段階に応じて生物多様性への影響等を科学的に評価し、密封しない状態で運搬し
20 たり野外で自生したとしても我が国の生物多様性に影響を与えないことが確認された
21 もののみ、栽培や流通が認められる仕組みを導入した。

22 また、カルタヘナ法に基づき、我が国の生物多様性への影響が未確認のものが流通し
23 ないよう、栽培用の種子等について検査を実施するなど水際での検査を実施するほか、
24 生物多様性への影響を評価するために必要な新たな科学的知見の集積、遺伝子組換え農
25 作物等の検査技術の開発、国民への情報提供などを実施する。さらに、万が一我が国の

1 生物多様性への影響が未確認のものが国内で流通してしまった場合は、回収や使用中止
2 などの命令を発出することなどにより、管理の着実な実施を徹底する。

3 さらに、平成22年10月にカルタヘナ議定書第5回締約国会議が開催され、遺伝子
4 組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全又は持続可能な利用に損害が
5 生じた場合の責任と救済に関する「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択され
6 たところであり、我が国としても、本補足議定書の早期締結に向けて努力することとす
7 る。また、本会議で採択されたカルタヘナ議定書戦略計画等の実施に努める。

8

9 **VII 農林水産分野における地球環境保全への貢献**

10 開発途上国では、人口増加や貧困などで、より多くの生産と収入を得るために、過
11 耕作や過放牧など資源奪取的な生産を余儀なくされた結果、土地や水などの資源が劣化
12 し、砂漠化など地球規模の環境問題が生じており、生物多様性の悪化が懸念されている。
13 また、地球温暖化による生態系への影響も懸念されている。これらの地球規模の環境問
14 題は、国境を越えて個々の人間の生存に関わる脅威であり、国際社会が協調して対応し
15 ていく必要がある。

16 さらに、我が国においても、地球温暖化による農林水産物の生育が阻害されることや、
17 生育適地の変化が余儀なくされることなどの懸念が示されている。

18 そのため、国内外における我が国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対
19 する国際協力を推進することで、砂漠化防止、水資源の持続的利用、地球温暖化対策な
20 どの地球環境保全に積極的に貢献する。

21 森林は、光合成により温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し、炭素を長期間貯蔵す
22 ることにより地球温暖化防止に貢献している。しかしながら、開発途上国では、熱帯林
23 を中心に急速に森林の減少・劣化が進んでいる。森林減少・劣化に由来する温室効果ガ
24 スの排出量は、世界の総排出量の2割を占めるとされており、この排出を削減すること
25 が地球温暖化防止対策を進める上で重要な課題となっている。このため、森林減少・劣

1 化からの排出削減に加えて、森林の保全等も対象とした取組（**レッドプラス**（REDD+））を強化すべ
2 く、森林減少・劣化の防止に資する技術開発や人材育成への支援を推進する。
3 また、新たに設立される I P B E S（生物多様性と生態系サービスに関する政府間科
4 学政策プラットフォーム）など、生物多様性に関する国際的な議論に我が国として積極
5 的に参加し、貢献していく。

6

7 **VII. 農林水産業の生物多様性の評価手法の開発及びその活用の促進**

8 農林水産業が立脚する生物多様性の保全は、国民に安全で良質な農林水産物を安定的
9 に提供するためにも必要不可欠である。

10 平成14年度から5年間にわたり取り組まれた「流域圏における水循環・農林水産生
11 態系の自然共生型管理技術の開発」等において、新たな里山管理技術や昆虫類の生息可
12 能地の推定手法、瀬淵水路による魚類の生育環境維持技術など、自然と共生する視点か
13 ら、農林水産業により形成された生態系を適切に管理する技術や基礎的なデータが得ら
14 れ、里山林の保全・利用活動や水と生態系のネットワークなど生物多様性に配慮した関
15 連施策に活かされているところである。

16 しかしながら、環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施にあたっては、
17 生物多様性に配慮しつつ行っているものの、その効果を定量的に把握することが可能な
18 科学的根拠に基づく指標は開発されておらず、これらの農林水産関連施策を効果的に推
19 進する上で、指標の開発が必要である。

20 そのため、水田、森林、藻場・干潟等にどのような生きものが生育・生息しているの
21 かを調査するとともに、農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物相の特性や
22 調査方法等過去に得られた基礎的なデータを活用するなど、農林水産業の生物多様性へ
23 の正負の影響を把握するための科学的根拠に基づく指標や関連施策を効果的に推進す
24 るための生物多様性指標の開発を推進し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明ら
25 かにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進する。

1

2 1. 農林水産業の生物多様性指標の開発及びその活用の促進

3 農業に関する生物指標については、環境保全型農業と従来の農法との違いなど生物多
4 様性の保全に貢献する農法の効果等を把握するため、全国をその自然条件等により 8 つ
5 の地域に分け、その地域における主要な作目ごとに主な生物種を指標として選び、それ
6 を用いて環境保全型農業の取組の効果を評価する手法の開発に取り組んでいる。今後は、
7 この評価手法が現地で用いられるよう、都道府県等と連携・協力していくことが重要で
8 ある。

9 森林については、森林管理や林業経営による生物多様性保全の状況を把握し施策に反
10 映させるため、人工林を対象として、森林の生物多様性の状態を客観的に表す指標の開
11 発・検証に取り組み、24 年度の取りまとめを目指しているところである。森林生態系
12 のもつ不確実性を踏まえた順応的管理の考え方方が重要であることから、森林資源のモニ
13 タリングと連携した指標の活用を促進することにより、植生構造の変化等に対応した森
14 林の適切な整備及び保全を推進する。

15 また、面積が大幅に減少している沿岸域の藻場や干潟は、陸域から供給される有機物
16 を分解し、海洋生物の産卵場・育成場を提供することで、漁業や生態系サービスに大き
17 く寄与している。良好な漁場環境と生物多様性を維持しつつ持続的な漁業生産を行うた
18 めには、この藻場や干潟の生態系で重要な働きをしている分解者の多様性と機能を保つ
19 ことが非常に重要であることから、バクテリアやメイオベントスの多様性や分解生物の
20 能力に焦点を当て、簡易な多様性指標の開発に取り組む。

21

22 2. 農林水産分野における生物多様性の経済的評価

23 第 2 章で述べたように、T E E B の研究では様々な分野での生物多様性や生態系サー
24 ビスを経済的に評価することの重要性が強調されている。

25 特に、農林水産業は、自然生態系から生み出される恵みを利用している一方、その営

1 みを通じて生物多様性を育んでいるという特質を有している。このことから、農林水産
2 物の経済的価値のみならず、農林水産業が育んでいる生物多様性についても経済的評価
3 を行い、その価値を明らかにすることによって、農林水産業の果たしている役割が多く
4 の人々に理解されるよう努める。

5

6 IX. 東日本大震災からの復興と生物多様性

7

8 平成23年3月に発生した東日本大震災は、広範な地域に甚大な被害をもたらした。
9 これらの地域では、これまで幾世紀にも亘って地域で守ってきた生物多様性や農林水産
10 業を通じて形成された二次的自然環境についても大きな影響を受けた。

11 今後、これらの地域に所在する農地、森林、沿岸部をはじめとする漁場等の復旧・復
12 興が急務であり、地域の生活や経済を支えてきた農林水産業の生産・流通基盤を立て直
13 すことが何よりも喫緊の課題である。

14 農林水産業は生物多様性の保全に寄与するものであることから、農林水産業を復興さ
15 せることが震災で失われた生物多様性や二次的自然環境の回復および維持につながる
16 という認識が重要である。

17 今後、復興される地域によっては、農地、森林、里山・里地・里海が新たに拓かれた
18 り、再生したりしていくことが想定されるところであるが、これら地域においては、森
19 から川や海に至る結びつきを考慮した復興が早期の生物多様性の復活、そして生態系サ
20 ービスの増進に結びつくことが想定され、重要と考えられる。